

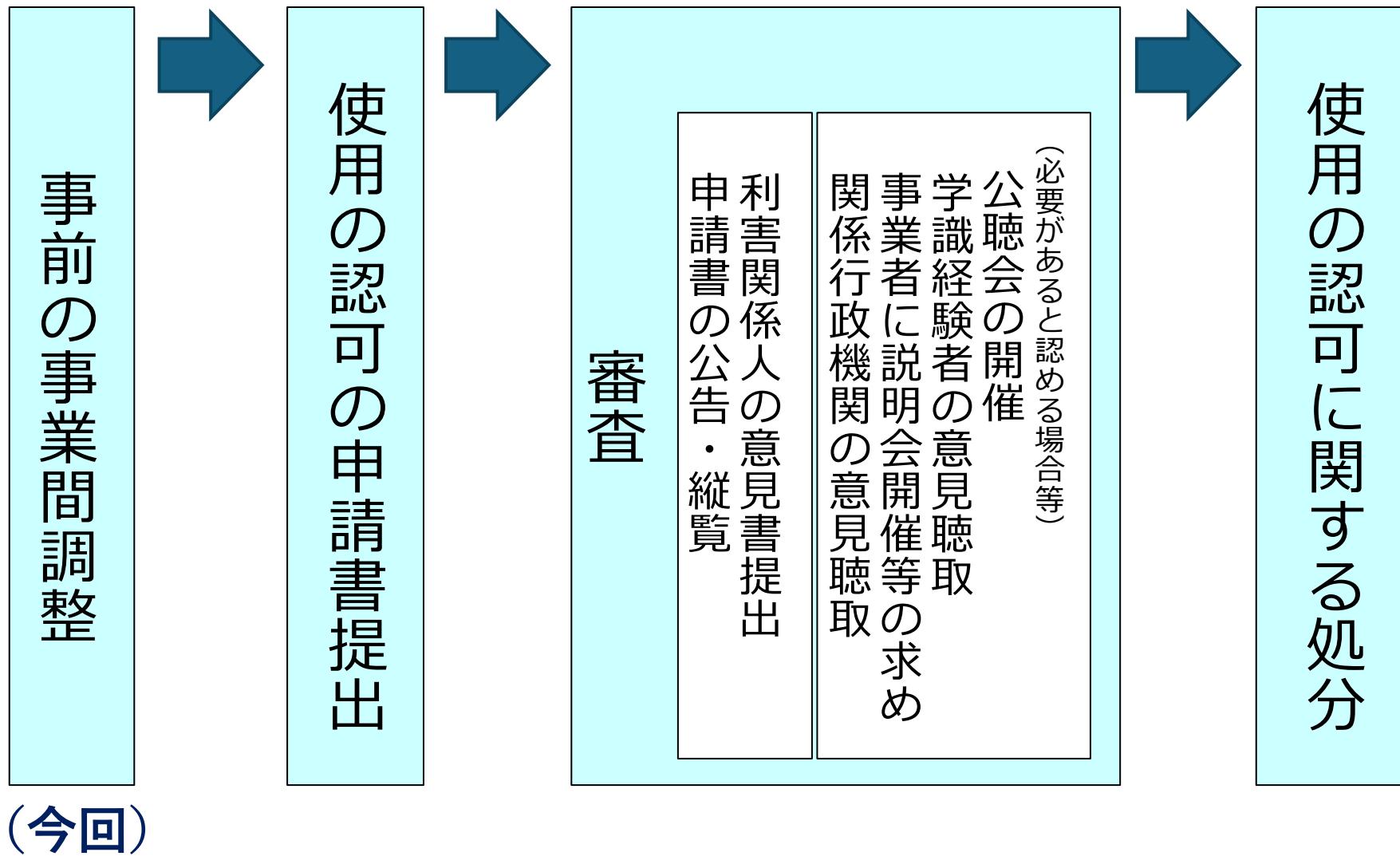
都市高速鉄道第7号線 品川～白金高輪間建設事業

事前の事業間調整の手続きについて

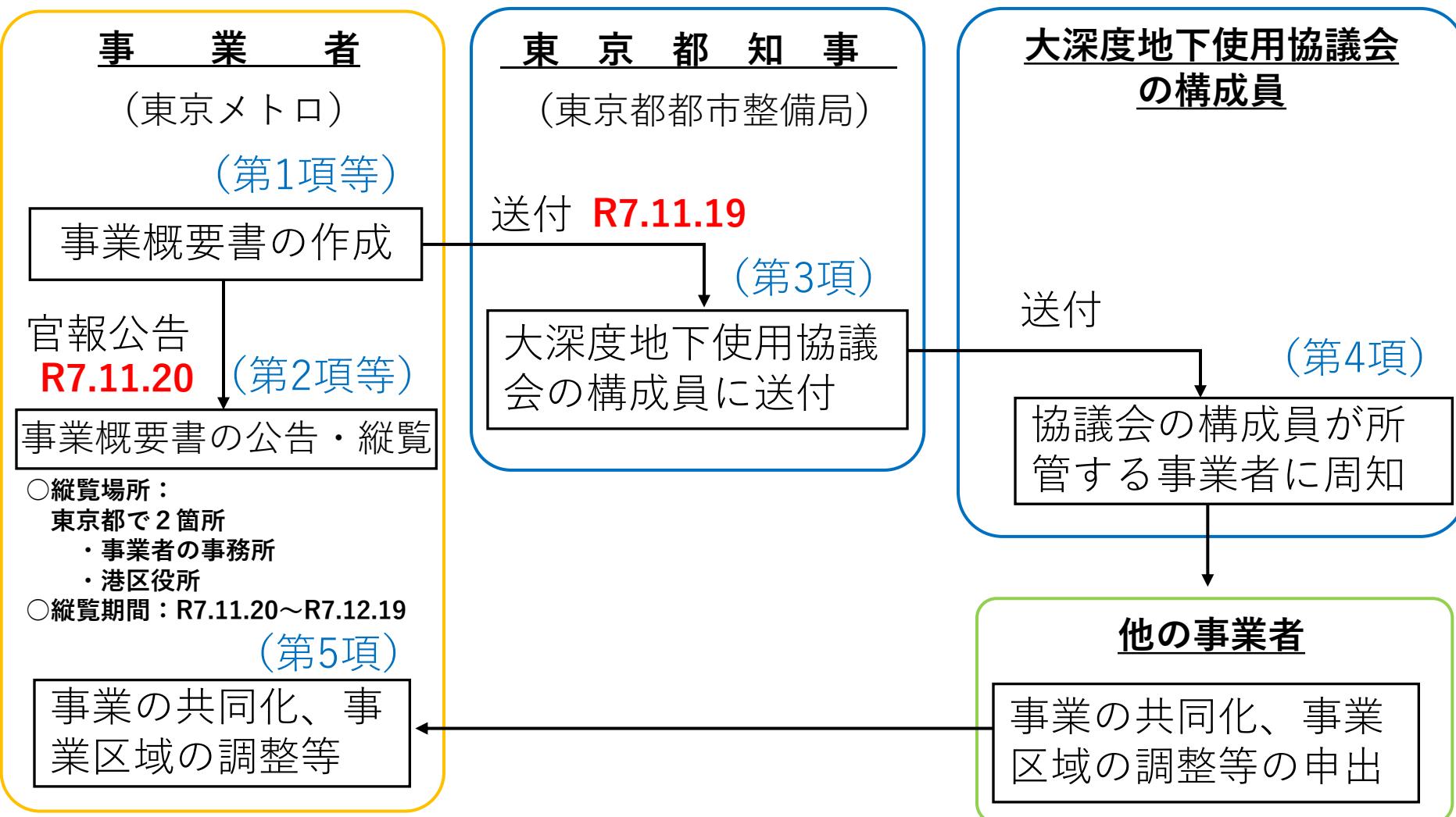
令和7年1月26日

東京都都市整備局都市基盤部

大深度地下の使用認可の手続きの流れ



事前の事業間調整の手続の流れ



事前の事業間調整（大深度法第12条）の概要

【事業者】

- 使用の認可を受けようとするときは、あらかじめ事業概要書を作成し、第11条第2項の事業にあっては都道府県知事に送付しなければならない（第1項）
- 事業概要書を送付したときは、事業概要書を作成した旨その他必要な事項を公告するとともに、事業区域が所在する市町村において、事業概要書を公告の日から起算しておおむね三十日間の期間を定めて、縦覧に供しなければならない（第2項）
- 縦覧期間内に、事業区域又は近接する地下において第4条各号に掲げる事業（対象事業）を施行し、又は施行しようとする者から事業の共同化、事業区域の調整その他事業の施行に関し必要な調整の申出があったときは、調整に努めなければならない（第5項）

【都道府県知事（今回は東京都）】

- 事業者から事業概要書を送付された都道府県知事は、速やかに、事業区域が所在する対象地域に組織されている協議会の構成員に写しを送付しなければならない（第3項）

【協議会構成員】

- 事業概要書の写しを送付された協議会の構成員（第4条各号掲げる事業を所管する行政機関に限る。）は、同条各号に掲げる事業を施行する者のうち当該協議会の構成員が所管するものに対し、事業概要書の内容を周知するため必要な措置を講じなければならない（第4項）

所管する対象事業者への周知

周知方法

協議会構成員

- ・周知文書の送付
- ・説明会の開催など

法4条事業者

周知文書例

〇〇〇〇第〇〇〇号
令和7年〇月〇日

独立行政法人〇〇機構
〇〇社長様

国土交通省〇〇地方整備局長

大深度地下の公共使用に関する特別措置法第12条第4項の規定に基づく
事業概要書の送付について

標記について、令和7年〇月〇日付け〇〇〇〇第〇〇号にて東京都知事より大深度地下
の公共的使用に関する特別措置法第12条第3項の規定により、事業概要書の写しが送付され
ましたので、同法第12条第4項の規定に基づく、当該事業概要書の内容の周知のため、下記
関係書類を送付します。

記

- 1 事業概要書(写し)
- 2 官報告示(写し)

問い合わせ先
国土交通省〇〇地方整備局
建設部 計画管理課
担当〇〇
〇〇市〇〇区〇〇
合同庁舎第〇号館
TEL〇〇
FAX〇〇

法第12条第4項に基づき協議会構成員が周知を行う事業

(法第4条各号に掲げる事業)

号	申請に係る事業	対象事業
4条	① 道路	・道路法による道路に関する事業
	② 河川	・河川法が適用され、若しくは準用される河川又はこれらの河川に治水若しくは利水の目的をもって設置する水路、貯水池その他の施設に関する事業
	③ 農業用道路等	・国、地方公共団体又は土地改良区(土地改良区連合を含む。)が設置する農業用道路、用水路又は排水路に関する事業
④・⑤	鉄道	・鉄道事業法第7条第1項に規定する鉄道事業者(以下単に「鉄道事業者」という。)が一般の需要に応ずる鉄道事業の用に供する施設に関する事業
⑤・⑥	軌道	・独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が設置する鉄道又は軌道の用に供する施設に関する事業 ・軌道法による軌道の用に供する施設に関する事業
⑦	電気通信施設	・電気通信事業法第120条第1項に規定する認定電気通信事業者(以下単に「認定電気通信事業者」という。)が同項に規定する認定電気通信事業(以下単に「認定電気通信事業」という。)の用に供する施設に関する事業
⑧	電気工作物	・電気事業法による一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業又は発電事業の用に供する電気工作物に関する事業
⑨	ガス工作物	・ガス事業法によるガス工作物に関する事業
⑩	水道事業 水道用水 供給事業 工業用水道 事業 公共下水道 流域下水道 都市下水路	・水道法による水道事業若しくは水道用水供給事業、工業用水道事業法による工業用水道事業又は下水道法による公共下水道、流域下水道若しくは都市下水路の用に供する施設に関する事業
⑪	水資源機構 施設	・独立行政法人水資源機構が設置する独立行政法人水資源機構法による水資源開発施設及び愛知豊川用水施設に関する事業